

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年8月31日(火) 午前9時27分から午前10時6分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】 出席委員：1番齋藤健一郎委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松潤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：2番片山敏隆委員、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席2名)】 出席委員：12番小島隆委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席18名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	12番 委員
	13番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.12 1件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.11 1件
- 報告第3号 農地使用貸借契約の解約について
No.1 1件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.805 1件
- 報告第5号 農地の潰廃届について
No.3 1件
- 報告第6号 許可処分取消申請について
No.1 1件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5015～No.5024 10件
- 議 第2号 農用地利用集積計画案について
No.83～No.84 2件

日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 定刻前ですが、皆さんお揃いですので、これから農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山敏隆委員、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員の3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の12番小島隆委員、14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 12番西海地区の件ですが、粟倉地内の19筆3,605㎡について、山林及び原野になっております。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください。</p>
議長	<p>11番能生谷地区の件ですが、川詰地内の4筆583㎡について、労力不足のため休耕するものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第3号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第3号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。 説明いたします。3頁をご覧ください。</p>
議長	<p>1番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆1,561㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。 説明いたします。4頁をご覧ください。</p>
	<p>805番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆357㎡について、</p>

<p>議長</p>	<p>嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、中野口公民館近くの場所です。申請人は、道路と段差があるため、嵩上げしたいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第5号 農地の潰廃届について></p> <p>報告第5号 農地の潰廃届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>3番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆80㎡について、農業用物置敷地のための潰廃になります。地図No.2をご覧ください。申請地は、木浦小学校近くの場所になります。申請人は、農作業用機械等の格納庫を建築したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><報告第6号 許可処分の取消申請について></p> <p>報告第6号 許可処分の取消申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>1番糸魚川地区の件ですが、平成12年7月28日付け農委第36号で許可された5条申請について、転用者である譲受人が、譲渡人の都合により宅地分譲が実施できなくなったため、取消したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>宅地としては認めず畑に戻すという事でしょうか。</p> <p>5条許可後すぐに土地所有者の都合で造成が不可能となった案件であり、現況は畑です。5条許可がまだ有効であるため、今回の取消</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p></p>
<p>議長 14番田中推委 伊藤主査</p>	<p></p>

議長	申請となりました。 その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。
	<p style="text-align: center;">日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。 5015番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆248㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道牛伏道線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-a-(a)（道路要件：市道牛伏道線（幅員4m）に面する。配管要件：簡易水道及び下水道管が埋設されている。付近要件：半径500m以内に、糸魚川総合病院と糸魚川高等学校が有る。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5016番糸魚川地区の件ですが、南寺町2丁目地内の1筆265㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道薫徳寺通3号線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞</p>

なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5017 番糸魚川地区の件ですが、一の宮2丁目地内の2筆961㎡について、宅地造成のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道柳田道路2号線沿いの場所です。譲受人は、道路及びそれに接続する宅地3区画を造成し分譲したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5018 番糸魚川地区の件ですが、一の宮2丁目地内の2筆964㎡について、宅地造成のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道三ツ屋道2号線沿いの場所です。譲受人は、道路及びそれに接続する宅地3区画を造成し分譲したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5019 番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の4筆399㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道南稻荷道2号線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、準住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5020 番糸魚川地区の件ですが、寺島1丁目地内の2筆127㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道寺島中央線沿いの場所です。譲受人は、現在実家に住んでいるが、手狭になったため住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、準工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込

まれます。

5021 番糸魚川地区の件ですが、寺島1丁目地内の1筆22㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道寺島中央線沿いの場所です。譲受人は、現在実家に住んでいるが、手狭になったため、住宅を新築するための敷地としたいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、準工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5022 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の1筆117㎡について、倉庫敷地のための、30年間の賃借権設定です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道烏田線沿いの場所です。譲受人は、申請地他を借り受け倉庫を新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5023 番能生地区の件ですが、能生地内の1筆73㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道能生線近くの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5024 番能生谷地区の件ですが、寺山地内の10筆1,294.30㎡について、電線張替工事に伴う資材運搬用のヘリポート用地のための、5か月間の賃借権設定です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、広域農道西頸城線沿いの場所です。譲受人は、特別高圧送電線張替に伴う資材運搬用のヘリポート用地として一時的に使用したいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c-(a) (一時的な利用に供するものであり、当該目的を達成するため必要である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

<p>議長 6番松澤委員</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 5019番と報告第6号の取消の関係ですが、これは当初の転用者に土地を渡したのでしょうか。また、そんな簡単に取消ができるものなの でしょうか。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>当初の転用者が、この土地を借り受けて宅地造成をする計画でしたが、転用許可後、その後も所有者が畑として使いたいと転用者へ申し出たため宅地造成ができなくなり、そのまま畑の状態が残っていました。その際、取消申請は出ていません。当初の転用者と地主が知り合いだったため宅地造成の話が進んだようですが、地主が当面も畑として使いたいと言って話がストップしていたそうです。今回、内容の確認ができたので遑って取消申請とさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>5020番、5021番ですが、図面の斜線が違いますが2棟建つのですか。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>地主が違うので、区別するために違う斜線にしましたが、建物は1棟です。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 石曾根主査</p>	<p><議第2号 農用地利用集積計画案について> 議第2号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。 説明いたします。10頁をご覧ください。 83番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆139㎡について、借り受けて規模拡大するものです。 84番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆1,561㎡について、借り受けて規模拡大するものです。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>

議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。
議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9/30(木) 午前9：30～ 市役所 201・202 会議室 <p>イ その他</p>
議長	他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。